

第3次福津市行財政改革大綱 実施計画
No.15 宮司公民館の廃止

令和7年度実施分担当：郷育推進課

	答申より	担当
1	<p>廃止後の宮司公民館跡地の姿、体育館としての機能はどうなるのか等、周辺住民への周知がどこまで浸透しているかは不安が残る。 改めて情報共有の質・量・タイミングの精査を。</p>	<p>令和7年度は体育館の機能を存続し宮司運動ホールとして市民の利用に供しました。情報共有については、利用者に対して令和9年3月31日をもって閉鎖する旨を周知しているところです。体育館としての機能は、宮司の新設小学校の体育館を学校開放事業により代替する予定です。周辺住民への周知は、適時適切に周知を図っていきます。</p>
2	<p>市中央公民館への機能集約の意味合いについて、地域住民の世代の代替わりなども考慮し、適宜説明が必要である。</p>	<p>宮司公民館の廃止については、市中央公民館等への機能移管により、機能的に充足できることもあって決定しています。また、自治公民館の建築によっても機能が補完されています。</p>
3	<p>返却後の跡地に係る、宮司生産森林組合の活用意向も確認しておくべきではないか。</p>	<p>以前に聞いた話では、宮地嶽神社参拝者用の駐車場として、宮地嶽神社に貸し付けを行うことを考えているとのことでした。</p>